

国際関連情報 Report from IASB

IASB からの帰任 ～退職後給付（年金）リサーチプロジェクト、解釈関連業務総括

元 IASB Visiting Fellow みうら あけみ
三浦 朱美

2016年1月にて、企業会計基準委員会（ASBJ）への半年間の出向およびロンドンの国際会計基準審議会（IASB）への2年間の出向期間を終え、日本のPwCあらた監査法人に帰任しております。多くの皆様に、あたたかく応援いただきましたこと、あらためて御礼申し上げます。

赴任期間中は、多くの関係者・専門家の皆様と直接に接する機会を得、尊敬できる上司や理事、楽しい同僚とともに、よりよい基準を求めるといった共通の思いを持って働く貴重な機会になりました。帰任後は実務に戻ることにありますが、まずは日本でのIFRS実務の発展に尽くすとともに、長いキャリアにおいて日本とIASBの相互理解や、より良い会計基準・実務の発展に広く貢献していけたらと願っています。日本から見ると、いまだにIASBは遠い組織だと思えますし、一般にはIFRSやIASBは誤解されている側面もあるかと思えます。また、IASB側も「日本にいる関係者の考えとその背景、状況を理解したい。」と願っていることを、日々の仕事の中で感じていました。すべての関係者が満足する基準というのは現実には難しいと思いますが、建設的な相互理解を通じて、より良い基準開発が行われ、基準への理解

が浸透することは誰にとっても望ましいことかと思えます。帰任にあたり、多くの理事、委員やスタッフ等から、個人的な謝辞と励ましをいただき、IASBという組織のオープンさや前向きな姿勢を、あらためて感じました。

今回で最終回となりますので、帰国までの業務の報告と、赴任期間の総括を以下で述べさせていただきます。なお、文中の意見にわたる部分はすべて筆者の個人的見解です。

1. 年金に関するリサーチプロジェクト

本季刊誌でも今まで報告してきたとおり、年金のリサーチプロジェクトを継続してきたが、2015年11月IASB公開会議および12月会計基準アドバイザー・フォーラム（ASAF）会議で中間とりまとめ的なプレゼンテーションと議論を終え、内部的な諸引継ぎ等を終えた。

2015年11月IASB公開会議では、今までの内部での調査分析や非公式な議論等を踏まえてスタッフペーパー（IASBペーパー15、15A-15C）としてまとめ、ボードに報告を行った。ペーパーや経緯等についてはプロジェクトページにおいてまとめておいたため、以下を参照い

ただきたい。

<http://www.ifrs.org/Current-Projects/IASB-Projects/Research-post-employment-benefits-including-pensions/Pages/Discussion-and-papers-stage-1.aspx>

また、12月 ASAF 会議においても、報告と議論を行っており、そちらは下記にスタッフペーパー（ASAF ペーパー 4, 4A-4C）や会議結果を掲載してある。ASAF ペーパーと上記 IASB ペーパーの内容はほぼ同じである。

<http://www.ifrs.org/Meetings/Pages/ASAF-meeting-December-2015.aspx>

11月 IASB Update や IASB ペーパー 15 にも記載のとおり、11月 IASB 会議においては IASB としての意思決定は行っていない。スタッフから中間的な報告を行い、各ボードメンバーから個別のコメントをいただくにとどまっている。今後の方向性の決定（ディスカッションペーパーやリサーチペーパーを公表するか等）についてはアジェンダ・コンサルテーションを待つとともに、状況によっては、概念フレームワークや保険会計等の他のプロジェクトの進捗を待つことになる可能性もある。

以下、ごく簡単に当方のペーパーの内容と関連する議論を説明する。

<グローバルな年金制度のトレンド>

IASB ペーパー 15A では各国における年金制度の状況・トレンドを、OECD・政府系機関等の各種統計等の定量情報や、専門家（国際アクチュアリー会（IAA）関係者や各監査法人における専門家、年金数理人等）から提供された定性情報等をもとに分析している。

典型的にはドイツなどで問題がよく知られていたが、分析の結果、欧州では、中間的特徴を持つ年金制度は、伝統的な確定給付型や純粋な確定拠出型と同様に一般的に存在しているようであった。

また、英国や米国、日本といった法域では、伝統的な確定給付制度（IAS 第 19 号が本来想定していたような、運用を含めた年金リスクのほとんどが企業に属する制度）の閉鎖等の傾向が強く見られた。中でも、米国と日本では、伝統的な確定給付制度からキャッシュバランスプラン等に移行する企業も多く、中間的制度の比率が高まっている。（純粋な）確定拠出制度に移行したいと考える企業は多いこともデータから見てとれるとともに、実際に確定拠出制度への移行も急速に進んでいるが、やはり規制や従業員との関係等もあり、中間的制度への移行を行う企業も多いという実態であろう。なお、日本では現状では国債参照型のキャッシュバランス制度が多いため、優良債券（または国債）利回りを参照した割引率で割り引いた計算結果自体に、ドイツ等の欧州一部領域ほどの強い違和感を感じていないケースが多いとは思う。なお、米国財務会計基準審議会（FASB）もキャッシュバランスプランの測定の問題（期間帰属の論点を含む）を一時検討していたが、IFRS 解釈指針委員会（「解釈指針委員会」）での 2014 年の検討結果と同様、「解決困難」として 2014 年にアジェンダから除外している。ただし、FASB では現在、表示を中心とした年金会計のプロジェクトは進んでいる。また、年金のトレンドについて本年、米国財務会計基準諮問委員会（FASAC）で少し議論となったこともあり、IASB ペーパー 15A ではこのあたりの事情も記載している。

また、欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）も、ハイブリッド型の年金制度を対象としたりサーチを行っているほか、欧州・米国以外の法域でも新しいタイプの年金の測定に関する議論がある。ASAF でも一部インプットをもらったが、今後アジェンダ・コンサルテーションでもさらにインプットがいただけることを期待している。（なお、ASAF メンバーを含むさまざま

まな団体のスタッフやメンバーとは適宜、非公式に情報提供等もいただいていた。有益な情報は適宜、各ペーパーに反映されている。）

＜ハイブリッド型制度の測定の問題に対応しうるモデルとその初期的分析＞

IASB ペーパー 15B ではハイブリッド型制度の測定について識別された問題に対応しうる各モデルを紹介している。なお、比較のため、現状の IAS 第 19 号でのモデルも簡単に記載しているが、こちらの詳細や IAS 第 19 号の問題については 2014 年 9 月の IASB スタッフペーパーや 2014 年 12 月の ASAF 資料も参照いただけたらと思う。

概念的に望ましいであろうモデル（公正価値や、保険プロジェクトを参考にした履行価値をベースにするモデル等）については長期解として支持が多く、特に資産・負債間に相関のある場合は、債務計算にリスクの影響を織り込むことで mismatches を避けるために公正価値（または類似のもの）を使うべきといった意見も見られた。一方で、モデルの複雑性やコストへの懸念は当然あり、より実務的な解（概念的には望ましいといいきいが一定の問題が解決できる案）として、IASB ペーパー 15B のパラ 40-43 にあるような提案（キャッシュフローに織り込むための実務的な提案）等にも関心が寄せられた。また Bifurcation model にも関心が寄せられたが、このモデルを使用する場合は 2008 年に公開されたディスカッションペーパーで識別されたような問題（同様の制度が異なる方法で処理される可能性等）の検討は必要になるだろう。

＜アジェンダ・コンサルテーションやその他の IASB プロジェクトの影響の可能性＞

IASB ペーパー 15C ではアジェンダ・コンサルテーションとの相互関係の他、以下を説明し

ている。

- 概念フレームワークプロジェクトの関係（もし広範かつ本質的な IAS 第 19 号の見直しをするのであれば、概念フレームワークの収束を待つ可能性を示唆。概念フレームワークは各論点に直接の答えまでは出せないが、測定基礎や負債の定義、その他包括利益の使用やリサイクリングといった IAS 第 19 号に潜在的に存在する問題についての議論の基礎を提供しうる。）
- 保険プロジェクトとの関係（保険と年金の類似点と相違点についても触れた上で、保険プロジェクトにおけるモデルの議論や適用経験が、本リサーチプロジェクトにも貢献する可能性を示唆。）
- その他の IAS 第 37 号や割引率に係るリサーチプロジェクトとの相互関係（本リサーチの検討内容は IFRS 第 2 号のリサーチプロジェクトにも影響する可能性あり。）

【議論の総括】

現行の債務計算では、本来、伝統的な確定給付型の制度よりリスクが低く、確定拠出型の制度よりはリスクが高いという「ハイブリッド型」のリスクに関する特徴が現行の債務測定でうまくとらえられていないことが本質的な問題であるとスタッフとしては考えている。ハイブリッド型を新たなタイプとして定義して分類する方法もあるが、こうしたスコープを設定する発想のアプローチは、前号までにも説明したとおり、過去の経験上、困難である。（ルールベースの設定となってしまう／不適切なバウンダリー・エフェクトが出てしまう。）特に近年は新しいタイプの制度が、多くの領域で導入されており、ルールベースの設定を行うと新しいタイプの制度をうまくとらえられない（新たな測定の問題が発生する）可能性は高い。スタッフペーパーでは、現行のルールをうまく利用し

て新たにはルールを設定しない実務的な方法等も、概念的に望ましいモデルとあわせて提案したが、11月IASBでの議論では、やはり、どちらかというとも長期解としてあるべき姿を考える方向でのサポートが多かった印象であった。

また、12月ASAFでは多くのメンバーが本問題の重要性からリサーチの有用性に同意し、継続をサポートした。さらに、ASAFメンバーに対して、スタッフとして「概念的に望ましい会計を広範に検討すべきか、もしくは、ルールベースによる弊害はありえても実務的な案を（短期的にでも）検討すべきか」を質問したところ、ASAFメンバーなどの多くからは、（実務的な短期解を求めるよりも）概念的な課題（会計単位、純額表示、リサイクル等）も含めて検討・整理したうえで望ましいモデルを考える方向でのサポートがあった。スタッフとしてはこうした広範な課題を検討するのは望ましいとも思うものの、概念フレームワークの議論や2011年のIAS第19号改訂の適用等を踏まえる必要があり、さらに長い時間を要するものとは思う。

この問題は、いくつかの法域で認知されはじめてから、既に非常に長い年月が経過している。実務上のばらつきがあるため比較可能性には継続して問題があるし、制度の特徴をうまくとらえられていない数値が財務諸表に表示されてしまっており投資家の意思決定上望ましくない可能性があるが、もはや実務としては、いくつかの方法を使うことで「安定」してしまっているようにも思える。また、測定に関する大幅な変更提案が、コストの関係や複雑性から懸念を持たれやすいことは、当然であろう。

よって、拙速な対応よりは時間をかけても長期的な理想解を理論として整理しつつ、実務的に対応しやすいタイミングとアプローチで提案

していくことが現実的ではないかと思う。（こうした背景でペーパーを執筆してあるが、ボードメンバーからは賢い進め方であるとのコメントを公開会議でもいただいた。一方、IAS第19号に問題があること自体は明らかなので、歩みを止める必要はないのではないかとコメントもいただいた。）場合によっては、開示等を使うことで問題を緩和するようなことも考えられると思う。

いずれにせよ、IASBとしての意思決定はアジェンダ・コンサルテーションが落ち着いた後になる。

2. 解釈指針委員会関連プロジェクト

前号までに報告した解釈指針委員会関連のプロジェクト（IAS第19号及びIFRIC第14号の改訂公開草案、法人所得税の税務処理に関する不確実性に係る解釈指針案の起草・公表等）については、それぞれ、解釈指針委員会の担当スタッフ2名にコメント分析を引き継いだ。コメントレターを寄せていただいた皆様には、あらためて感謝したい。

赴任中、解釈指針委員会の業務で、基準や結論の根拠、設例等を実際を書く機会を得、理事や委員、有識者と議論する機会を得たことや、公式・非公式なさまざまな要望に対する対応を行ったおかげで、基準の構造を把握して正しく読んでいくことや取引実態を適切に把握して論点を整理して分析や提案をわかりやすく説明する経験が積めた。これは「IFRSを使用する立場」からも非常に有益な経験だったように思う。帰任後も、こうした経験を生かして適切な実務の発展に、微力ながら貢献できればと考えている。